

ご利用ください「市立プール」

担当

スポーツ課
☎046(252)8162
FAX046(255)3550

皆さんの体力向上と健康増進を目的に、市立プールを一般開放します。詳しくは、「プール利用案内」をご覧ください。

○開場日時 7月20日(水) 8月31日(水) ▼午前

の部 午前9時～11時50分 ▼午後の部 午後1時～3時50分 ▼夕方の部 ④⑤⑥⑩⑫を除く ④⑤⑥⑩⑫を除く ④⑤⑥⑩⑫を除く

30分～5時50分

○休場日 ▼日曜・月曜・水曜・金曜日 ①②③④

⑤⑥ ▼火曜・木曜・土曜日 ⑦⑧⑨⑩⑪⑫

※⑦は、8月7日(日)に一般開場しません。

○入場料 ▼小学生未満 無料 ▼小・中学生 1回100円 (プール利用証提示で免除) ▼大人 (中学生を除く15歳以上) 1回210円

※市内在住で市外の小・中学校などへ通学する児童・生徒は、市役所2階スポーツ課でプール利用証を交付します(身分証明書を交付します(身分証明書を(学生証など)持参)。

利用上の注意

- 必ず水泳帽子を着用してください。
- 小学校未就学児、小学生低学年の児童、一人で利用してはなりません。

が困難な方には付き添いが必要です。また、小学校高学年の児童でも付き添いが必要な場合があります。※付き添いでプールに入らない方は無料。

- おむつが取れていない乳幼児(水泳用紙おむつを含む)は、利用できません。
- 駐車場がないため、車で来場はご遠慮ください。
- 市役所2階スポーツ課・出張所などで配布する「プール利用案内」の注意事項を守ってください。



1 座間公園プール ☎046(252)10018

2 広野プール ☎046(252)0077

3 ひばりが丘プール ☎046(252)10009

4 中原プール ☎046(251)6027

5 鳩川プール ☎046(254)5351

6 栗原プール ☎046(254)5351

7 立野台プール ☎046(251)5672

8 入谷プール ☎046(256)2325

9 東原プール ☎046(251)5044

10 相武台プール ☎046(256)2285

11 相模が丘プール ☎046(256)2285

12 旭プール ☎046(256)5508

市立プール監視員募集

7～9月に市立プールで勤務する監視員(7月1日現在満18歳以上)を募集します。警備(監視)業者をご案内しますので、担当へお問い合わせください。

高座施設組合屋内温水プール

担当

資源対策課
☎046(252)7985
FAX046(252)7616

市内のごみの焼却処理を行う高座清掃施設組合では、焼却熱を利用して屋内温水プールを開設しています。

○利用料金 ▼大人 400円 ▼子ども 100円

▽幼児 無料

○問い合わせ先 高座施設組合屋内温水プール ☎046(238)8780

○利用時間 午前9時30分～午後8時30分(月曜日、年末年始を除く)

温水プール利用料金助成

市では高齢者の介護予防と健康の増進を目的に、高座施設組合屋内温水プール利用料金を助成します。

○対象 市内在住で65歳以上の方

○助成額 200円(通常の半額で利用可)

○申込方法 プール窓口で公的機関が発行する身分証明書を提示し、申請書に署名

担当 福祉長寿課
☎046(252)7127 FAX046(256)3600

障がい者の就労相談

担当 障がい福祉課

☎046(252)7132
FAX046(252)7043

就労支援相談員が、相談者に応じた助言やハローワークなどの就労支援相談関係機関を紹介しています(就労先を紹介するものではありません)。また、毎月第3木曜日は就労援助機関の出張相談もあります(要予約)。相談内容の秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。

○対象 身体・知的・精神などの障がいや難病のある方(手帳の有無を問わず)

○相談日時 月曜・火曜・木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

○相談方法 事前に電話で担当へ

市消防団協力事業所表示証

担当

消防総務課
☎046(256)2412
FAX046(256)2215

市では、勤務時間内外で消防団活動(出動・訓練)を行う従業員へ昇進・昇給、賃金などの面で配慮を行っている事業所に対して、その社会貢献度を評価して「市消防団協力事業所表示証」を交付しています。

○交付事業所 ファーストK、座間九十製パン、グリーンハウス市川、かおる建設工業、双和、京免塗装店、木村豊店、ブロッサム、ミートショップニッパイ、ヒダ塗料店、寿美吉

◆消防団員募集
消防団員は年々減少傾向にあります。消防団活動に興味のある方は担当へお問い合わせください。



表示証

障がいのある人への差別をなくすために職員対応要領を制定

担当 障がい福祉課

☎046(252)7132
FAX046(252)7043

4月1日に行政機関や民間事業者などによる障がいを理由とする差別的禁止や合理的配慮の提供を定めた「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

市では、障害者差別解消法の施行を受け「座間市における障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応要領」(職員対応要領)を制定しました。同要領の制定に伴い、職員に対し、障がいや理由とする差別的取り扱いや合理的配慮のための具体例を学ぶ研修を行います。

障がいのある人への差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人が障害者差別解消法を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

